

## 特定個人情報の外部委託に関する合意書（案）

（以下「甲」という。）と、税理士蟹川久雄（以下「乙」という）と、有限会社西川経営オフィスサービス（以下「丙」という）とは、甲乙丙間に平成 年 月 日締結の業務委任契約に基づき甲が乙と丙に委託するに当たり、甲から乙と丙に開示又は提供する特定個人情報の取り扱いに関して、以下の通り合意する。

### （定義）

- 第1条 個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述又は画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することによって当該個人を識別することができるものを含む。）をいい、その開示または、提供媒体を問わない。
2. 個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係わる者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。
  3. 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

### （特定個人情報の適切な取扱い）

第2条 乙と丙は、特定個人情報を甲の機密事項としてその保護に努め、適法かつ適切に管理・取り扱うものとする。

### （利用目的）

第3条 乙と丙は、特定個人情報を、本件業務のみの遂行のために利用するものとし、番号法により例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的に利用しないものとする。

### （第三者への非開示等）

- 第4条 乙と丙は、特定個人情報を、特定個人情報を、当事者以外の第三者に開示又は漏洩しないものとする。
2. 乙と丙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し

て、合理的な安全管理措置を講じるものとする。

(特定個人情報の持出し)

第5条 乙と丙は、特定個人情報の記載された磁気媒体等又は書類を持ち出す場合は、安全管理措置を講ずるものとする。

(従事者に対する監督・教育)

第6条 乙と丙は、従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2. 乙と丙は、従業者に対し、特定個人情報の適正な取扱い周知徹底するとともに適正な研修を行うものとする。

(再委託)

第7条 乙と丙は、本件業務を、特定個人情報を、甲の承諾を受けた場合に限り第三者に再委託できるものとする。

2. 乙と丙は、甲の承諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し本合意書と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対して当該第三者と連帯して責めを負うものとする。

(管理状況の報告・調査)

第8条 乙と丙は、本件常務の状況について甲の求めに応じ報告しなければならない。

2. 甲は、本件業務の状況を調査することができる。

(事故発生時の措置)

第9条 乙と丙は、万が一特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに甲に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、自らの責任と負担で講じるものとする。

2. 前項の場合には、乙と丙は、発生した事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、甲と協議の上決定した防止策を、自らの負担で講じるものとする。

3. 万が一、乙と丙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、甲が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、乙と丙は甲の指示に基づき、自らの責任と負担で対処するものとする。この場合、甲が損害を被った場合には、甲は乙と丙に

対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

(特定個人情報の返還)

第10条 乙と丙は、甲からの本件業務の委託が終了したときは、速やかに甲から提供された特定個人情報及びその複製物を返還するとともに、磁気媒体に記録した特定個人情報がある場合には、これを完全に削除し、以後特定個人情報を保有しないものとする。

上記合意の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 印

乙 税理士 蟹川 久雄 印

丙 有限会社西川経営オフィスサービス 印